

武蔵野市下水道施設長期包括業務委託

モニタリング基本計画 (履行監視編)

令和 5 年 8 月

武蔵野市環境部下水道課

目 次

第1章 総論	1
1 モニタリングとは	1
2 モニタリング基本計画（履行監視編）の目的と位置付け	1
3 モニタリング実施計画	1
4 モニタリングの体制	1
5 モニタリングの対象業務	2
6 企画提案内容のモニタリング	2
7 モニタリングの費用負担	2
8 モニタリング実施計画書の変更	3
9 モニタリング結果の公表	3
第2章 モニタリングの実施方法	4
1 モニタリングの基本的な考え方	4
2 モニタリング（履行監視）方法	4
3 要求水準等又は提案内容未達の場合の措置	6

用語の定義

用語	定義
本業務	: 武蔵野市下水道施設長期包括業務委託をいう。
本市	: 武蔵野市環境部下水道課をいう。
事業者	: 本市と事業契約を締結し、本業務を実施する者をいう。
本契約等	: 基本契約書、年度協定、実施要領等及び企画提案書等の総称をいう。
実施要領等	: 公募型プロポーザル実施要領、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、その他発注者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書の総称をいう。
企画提案書等	: 公募型プロポーザル実施要領に基づき作成される書類・図書等をいう。
要求水準等	: 武蔵野市下水道施設長期包括業務委託 要求水準書及びその別添特別仕様書における記載事項、要求水準等をいう。

第1章 総論

1 モニタリングとは

モニタリングとは、事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、事業の公共施設等の管理者等の責任において、事業者により提供される公共サービスの水準を監視（履行監視・効果検証）する行為をいう。

2 モニタリング基本計画（履行監視編）の目的と位置付け

本モニタリング基本計画（履行監視編）は、本業務の実施期間中、事業者が、要求水準書及びその別冊の特別仕様書（以下「要求水準書等」という。）に定められた業務並びに企画提案書等における提案内容を確実に遂行すると共に、かつ、本契約等に定められる契約内容及び基準を安定的に充足（履行）することを確認するため、本業務におけるモニタリング（履行監視）についての基本的な考え方及び内容を示すものである。

3 モニタリング実施計画

モニタリング実施計画とは、本契約等及びモニタリング基本計画に基づいて本市と事業者が協議を行い、事業者が行うセルフモニタリングと本市が行うモニタリングの実施計画を含めた業務全体のモニタリング計画のことである。

事業者は、本市と委託契約締結後、本業務におけるモニタリングについての協議を行い、その結果を踏まえたモニタリング実施計画書を作成する。

モニタリング実施計画書で定める事項は以下のとおりである。

- ① モニタリングの定義
- ② モニタリングを行う体制
- ③ モニタリングの対象業務
- ④ モニタリングの対象提案項目
- ⑤ モニタリングの方法
- ⑥ モニタリング実施フロー
- ⑦ モニタリングを行う時期
- ⑧ モニタリングの内容
- ⑨ モニタリングの様式
- ⑩ セルフモニタリングの様式

4 モニタリングの体制

モニタリングは、事業者によるセルフモニタリング及び本市によるモニタリングで構成され、必要に応じて、第三者機関によるモニタリングを行う場合もある。

①事業者によるセルフモニタリング

事業者は、モニタリング実施計画書にセルフモニタリング実施計画を定め、セルフモニタリング実施計画に基づき、本業務の履行状況が要求水準等を充足しているかの確認を実施し、その結果を本市に報告する。

②本市によるモニタリング

本市は、モニタリング実施計画書に基づき、本業務の履行状況が要求水準等を充足しているかの確認を、事業者からのセルフモニタリングの報告を踏まえて実施する。なお、本市が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

5 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、以下のとおりとする。

① 統括管理業務

- ・一元管理業務
- ・データ管理業務

② 計画的維持管理業務

- ・計画的点検調査
- ・計画的清掃等
- ・修繕設計（伏越し）
- ・修繕工事等（SM修繕、小規模工事、伏越し修繕）

③ 住民対応等業務

- ・住民対応業務
- ・緊急対応（調査点検・清掃）
- ・緊急対応（維持修繕工事）

④ 問題解決業務

- ・臭気対策（調査）

⑤ 改築業務

- ・改築設計
- ・改築工事

⑥ 計画策定支援業務

- ・ストックマネジメント計画実施方針等見直し

6 企画提案内容のモニタリング

本市は、要求水準書等に加え、事業者から提出された企画提案書等における提案内容についても、提案内容を充足（履行）しているかのモニタリングを実施する。

7 モニタリングの費用負担

本市が行うモニタリングに要する費用については、本市が負担する。

事業者が行うセルフモニタリングに要する費用については、事業者が負担する。

会議体に要する費用については、双方の協議により本市及び事業者それぞれが応分

の負担をする。

8 モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、以下の事由により変更する。

- ① 契約内容が変更された場合
- ② 要求水準書等が変更された場合
- ③ 本市及び必要に応じて第三者機関より指示された場合
- ④ その他、本業務内容の変更が特に必要と認められた場合

9 モニタリング結果の公表

本市は、本市が実施したモニタリングの結果について、必要に応じて本市ホームページにおいて公表する場合がある。事業者は、本市の公表に協力するものとする。

第2章 モニタリングの実施方法

1 モニタリングの基本的な考え方

モニタリングにおいては、『第1章 5 モニタリングの対象業務』及び『第1章 6 企画提案内容のモニタリング』を包括して実施する。

なお、モニタリングに当たっての留意点を以下に示す。

- ① モニタリングは、本業務の目的達成のために必要な各業務が要求水準等、提案内容及び業務計画等を満たして適正に実施されているかの確認を行う。
- ② 事業者は、各業務着手前にセルフモニタリング様式を作成し、本市へ提出する。
- ③ 事業者は、業務計画書等に基づき、業務を適正に実施しているか確認すると共に、各種提出書類に基づきセルフモニタリングを行うことで、実際の業務状況が要求水準等を満たしているか確認する。また、その結果をセルフモニタリング報告書として取りまとめ、本市に提出する。
- ④ 本市は、セルフモニタリング報告書等の確認書類、各提出書類及び実際の業務履行状況を基に、要求水準等の内容を満たしているかの確認を行う。
- ⑤ 本市は、品質確保のために必要と認めた場合、業務履行状況の現地による確認を行い、確認結果に応じた必要な措置を命じる。

2 モニタリング（履行監視）方法

モニタリング（履行監視）方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。

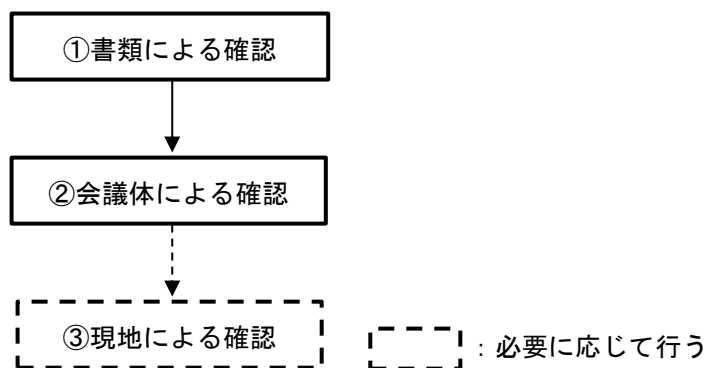


図1 モニタリング（履行監視）方法

① 書類による確認

事業者は、業務の履行状況をセルフモニタリングしたうえで、表 2-1 に示す書類を本市に提出して確認等を受ける。なお、表 2-1 に示す書類は一例とし、モニタリングに係る提出書類については本市と事業者の協議のうえ決定する。

表2-1 提出書類（案）

提出書類	概要	頻度	行為
全体業務計画書（モニタリング実施計画書含む。）	履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュール、業務全体のモニタリング計画等を把握できる業務計画書	1回	確認
年間業務計画書	当該年度における各業務の実施計画、スケジュール等を把握できる業務計画書	1回/年	確認
月間業務計画書	年間業務計画の内容に準じ、当該月間の計画を日単位で把握できる業務計画書	1回/月	確認
全体業務報告書	履行期間中における業務課題、解決案等についての考察、各業務の結果を踏まえた本市の下水道施設の長寿命化を一層効率的に達成するための提言等を取りまとめた業務報告書	1回	確認
年間業務報告書	当該年度における各業務の業務報告書	1回/年	確認
月間業務報告書	各業務の日報、月報等の実施結果から各業務における要求水準等に対する履行状況等を取りまとめた月毎の業務報告書	1回/月	確認
一元管理業務報告書	当該月における一元管理業務の結果を取りまとめた報告書	1回/月	確認
データ管理業務報告書	当該月における各種維持管理情報を取りまとめた報告書	1回/月	確認
計画的点検調査報告書	当該年度における計画的点検調査の結果を取りまとめた報告書	1回/年	確認
計画的清掃等報告書	計画的清掃等の結果を取りまとめた報告書（出来形調書、写真帳等を含む。）	作業終了 毎	確認
修繕設計（伏越し）報告書	当該年度における修繕設計（伏越し）の結果を取りまとめた報告書	1回/年	確認
修繕工事等（SM修繕、小規模工事、伏越し修繕）報告書	修繕工事等（SM修繕、小規模工事、伏越し修繕）の結果を取りまとめた報告書（出来形調書、写真帳等を含む。）	作業終了 毎	確認
住民対応業務報告書	住民対応業務の結果を取りまとめた報告書（出来形調書、写真帳等を含む。）	作業終了 毎	確認
緊急対応（調査点検・清掃）報告書	緊急対応（調査点検清掃）の結果を取りまとめた報告書（出来形調書、写真帳等を含む。）	作業終了 毎	確認
緊急対応（維持修繕工事）報告書	緊急対応（維持修繕工事）の結果を取りまとめた報告書（出来形調書、写真帳等を含む。）	作業終了 毎	確認
問題解決業務報告書	問題解決業務の結果を取りまとめた報告書（出来形調書、写真帳等を含む。）	作業終了 毎	確認
改築設計報告書一式	当該年度における改築設計の結果を取りまとめた報告書	1回/年	確認
計画策定支援業務報告書一式	当該年度における計画策定支援業務の結果を取りまとめた報告書	1回/年	確認

改築工事完了届(検査届)	年度協定(改築工事)で定める全ての工事完了後に提出する工事写真、資料、図面等を含めた届出	1回/年	確認
--------------	--	------	----

※確認：事業者から提出された書類について、本市が確認を行う。

② 会議体による確認

本市と事業者は、表 2-2 に示す会議体を設置する。本市はこれらの会議体の開催を通じて、業務の遂行状況及び要求水準等及び提案内容の充足状況、並びに課題及びその改善状況等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。なお、表 2-2 に示す会議は一例とし、会議体による確認については本市と事業者の協議のうえ決定する。また、本市又は事業者が必要と認める場合は、本市と事業者は以下の会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

事業者は会議体のほか、本市がモニタリングについての説明等を行う場合、本市に必要な協力を行うものとする。

表2-2 会議体による確認(案)

会議体名	概要	頻度
年度業務報告会	業務の結果、次年度業務計画等の報告・確認を行う会議	1回/年
定例会	月に1度、各業務の履行状況等の報告・確認を行う会議	1回/月

③ 現地による確認

書類及び会議体による確認の結果、本市が必要と判断した場合、又は事業者が現地確認を要請した場合、本市は現地による確認を行うことができる。事業者は本市の現地における確認に必要な協力を行うものとする。

3 要求水準等又は提案内容未達の場合の措置

本市は、モニタリング実施計画書に従って実施されたモニタリングの結果、要求水準等又は企画提案書等の提案内容が達成していないことが確認された場合は、事業者に対して是正計画等の提出を求め、本市が指定する期限までに提出がない場合は、減額又は契約解除の措置を行うことができる。